



老振発第0417001号

平成20年4月17日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成18年3月31日付け老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）については、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第69号）が公布され、平成20年4月1日より施行されたことに伴い、別紙のとおり改正し、平成20年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

(別 紙)

○「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331007 号厚生労働省老健局振興課長通知）

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨</p> <p>介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が自ら介護サービス事業者（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 2 9 第 1 項に規定する「介護サービス事業者」をいう。以下「事業者」という。）を選択し、利用者と事業者とが契約し、サービスを利用又は提供する制度である。</p> <p>しかしながら、利用者は要介護者等であり、利用しようとする介護サービスの情報の入手において、事業者と実質的に対等な関係を構築することが困難な場合がある。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれなどが考えられることから、利用者に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が望まれる。</p> <p>また、事業者においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望まれることから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が望まれる。</p> <p>介護保険制度は、このように、利用者本位による<u>利用者のニーズにあったより適切な事業者選択</u>を通じたサービスの質の向上が図られることを基本理念とする制度である。</p> <p>～ 以下略 ～</p>	<p>別紙</p> <p>I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨</p> <p>介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が自ら介護サービス事業者（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 2 9 第 1 項に規定する「介護サービス事業者」をいう。以下「事業者」という。）を選択し、利用者と事業者とが契約し、サービスを利用又は提供する制度である。</p> <p>しかしながら、利用者は要介護者等であり、利用しようとする介護サービスの情報の入手において、事業者と実質的に対等な関係を構築することが困難な場合がある。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれなどが考えられることから、利用者に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が望まれる。</p> <p>また、事業者においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望まれることから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が望まれる。</p> <p>介護保険制度は、このように、利用者本位による適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られることを基本理念とする制度である。</p> <p>～ 以下略 ～</p>

II 実施体制の整備

1 指定情報公表センター

(1)～(2) (略)

(3) 事業運営の透明性の確保

「介護サービス情報の公表」制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることにかんがみ、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の「介護サービス情報の公表」制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況等については、各都道府県のホームページ等を活用して、積極的に毎年度公表を行うことが望ましい。

2 指定調査機関

(1)～(2) (略)

(3) 事業運営の透明性の確保

「介護サービス情報の公表」制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることにかんがみ、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の「介護サービス情報の公表」制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況等については、各都道府県のホームページ等を活用して、積極的に毎年度公表を行うことが望ましい。

3 調査員

(1) 調査員の確保

都道府県は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県自らの調査実施体制、介護サービスの種類ごとの指定調査機関数や所属調査員数等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、必要数を計画的に養成し確保する必要がある。

調査員は、政令第37条の7第1項に規定されたとおり、都道府県知事又はその指定する者が省令第140条の41の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」と

II 実施体制の整備

1 指定情報公表センター

(1)～(2) (略)

2 指定調査機関

(1)～(2) (略)

3 調査員

(1) 調査員の確保

都道府県は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県自らの調査実施体制、介護サービスの種類ごとの指定調査機関数や所属調査員数等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、必要数を計画的に養成し確保する必要がある。

調査員は、政令第37条の7第1項に規定されたとおり、都道府県知事又はその指定する者が省令第140条の41の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」と

いう。)の課程を修了し、都道府県知事が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了するごとに、当該登録内容の追加変更を行うものとする。

なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができることに留意する。

また、調査員は、法第115条の29第2項の規定に基づいて都道府県知事が行う調査の場合は都道府県の職員であり、法第115条の31第1項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

〈区 分〉

- ① 訪問介護＋介護予防訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- ⑥ 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 特定施設入居者生活介護＋地域密着型特定施設入居者生活介護＋介護予防特定施設入居者生

いう。)の課程を修了し、都道府県知事が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了するごとに、当該登録内容の追加変更を行うものとする。

なお、調査員は、法第115条の29第2項の規定に基づいて都道府県知事が行う調査の場合は都道府県の職員であり、法第115条の31第1項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

活介護

- ⑨ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護
予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福
祉施設入所者生活介護
- ⑩ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護
老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（
介護老人保健施設）
- ⑪ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介
護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介
護（介護療養型医療施設）

（２）（略）

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

１ 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の29に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（指定療養通所介護を除く。）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（介護療養型医療施設の入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。）、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び適合高齢者専用

（２）（略）

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

１ 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の29に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（指定療養通所介護を除く。）、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（介護療養型医療施設の入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。）である。

賃貸住宅に係るもの並びに外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防認知症対応型通所介護である。

なお、次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、介護サービス事業所、指定情報公表センター及び指定調査機関の事務負担等に配慮し、一体的に報告及び調査を実施するものとする。

また、この通知において、各区分において平成19年度までに情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスを「主たるサービス」という。

〈一体的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）〉

- ① 訪問介護＋介護予防訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- ⑥ 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ⑩ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入

所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑪ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

⑫ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

）

⑬ 居宅介護支援

2 （略）

3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画の策定

（１）～（３） （略）

（４）計画の内容

ア～イ（略）

ウ 報告の対象となる事業者

法第115条の29第1項に規定されたとおり、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象となるとともに、同法同条同項並びに省令第140条の30第1号に規定されたとおり、計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者が報告の対象となるものである。

なお、計画の基準日前の1年間において、事業者がⅢの1に定める各区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となる。

また、当該介護報酬支払額の把握に当たっては、介護サービス事業者ごとに、次のような情報を把握して実施することが適当と考えられるので、各都道府県国民健康保険団体連合会と連携するなどにより、適切に実施され

2 （略）

3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画の策定

（１）～（３） （略）

（４）計画の内容

ア～イ（略）

ウ 報告の対象となる事業者

法第115条の29第1項に規定されたとおり、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象となるとともに、同法同条同項並びに省令第140条の30第1号に規定されたとおり、計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者が報告の対象となるものである。

なお、当該介護報酬支払額の把握に当たっては、介護サービス事業者ごとに、次のような情報を把握して実施することが適当と考えられるので、各都道府県国民健康保険団体連合会と連携するなどにより、適切に実施されたい。

たい。

ただし、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、基本的に各都道府県国民健康保険団体連合会において支払い実績額を把握していないことから、その把握については、都道府県の実情等に応じて適切に実施されたい。

- ① 介護サービスの種類
- ② 介護保険事業所を運営する法人等の名称
- ③ 介護保険事業所番号
- ④ 介護サービス事業所の名称
- ⑤ 介護サービス事業所の所在地
- ⑥ 介護サービス事業所の電話番号
- ⑦ 介護報酬支払額

エ～コ (略)

(4)～(6) (略)

4 事業者による報告

(1)～(2) (略)

(3) 報告の内容

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の31の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報及び別添2調査情報を報告することとなる。

これら基本情報及び調査情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1に定める各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなす。

またなお、新たに介護サービスの提供を開始しようとする

- ① 介護サービスの種類

- ② 介護保険事業所番号
- ③ 介護サービス事業所の名称
- ④ 介護サービス事業所の所在地
- ⑤ 介護サービス事業所の電話番号
- ⑥ 介護報酬支払額。

エ～コ (略)

(4)～(6) (略)

4 事業者による報告

(1)～(2) (略)

(3) 報告の内容

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の31の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報及び別添2調査情報を報告することとなる。

なお、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告することとなる。

る事業者については、別添1基本情報を報告することとなる。

5 (略)

6 調査事務の実施

(1) ~ (3) (略)

(4) 調査事務の方法

ア 基本的事項

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うものとする。

なお、Ⅲの1に定める各区分内において、一体的に運営されているサービスについては、一体的に調査を実施するものとする。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a (略)

b 確認のための材料の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、調査情報の確認のための材料のうち、事業者が、当該材料がある旨報告した事項について行うものとする。

② Ⅲの1に定める各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、調査についても、原則報告された主たるサービスについて調査を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの調査をもって調査を行ったものとみなす。

5 (略)

6 調査事務の実施

(1) ~ (3) (略)

(4) 調査事務の方法

ア 基本的事項

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うものとする。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a (略)

b 確認のための材料の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、調査情報の確認のための材料のうち、事業者が、当該材料がある旨報告した事項について行うものとする。

- ③ 確認のための材料の調査は、事業所が提示する当該材料の事実の有無を確認するものとする。この場合、調査員は、当該材料の内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。
- ④ 確認のための材料欄の記述において、「A、B又はC」とある場合は、A、B、Cのうちいずれか1つが確認できればよいものとし、「A、B及びC」とある場合は、A、B、Cの全てが確認できなければならないものとする。
- ⑤ 確認のための材料のうち、利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件以上確認することで足りるものとする。
- ⑥ 確認のための材料については、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。
- ⑦ 確認のための材料に記載している「利用者又はその家族」には、その代理人を含むものとして差し支えないものである。
- ⑧ 調査情報に予め記載している確認のための材料の名称は、一般的に考えられるマニュアル、実施記録等の名称を例示するものであり、各事業者における具体的な確認のための材料の名称は異なって差し支えないものである。
- ⑨ 事業計画等当該公表に係る介護サービス事業所又は施設を運営する法人全体の方針等に関わる確認のための材料については、介護サービス事業所又は施設の単独の資料がなくとも、当該事業所又

- ② 確認のための材料の調査は、事業所が提示する当該材料の事実の有無を確認するものとする。この場合、調査員は、当該材料の内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。
- ③ 確認のための材料欄の記述において、「A、B又はC」とある場合は、A、B、Cのうちいずれか1つが確認できればよいものとし、「A、B及びC」とある場合は、A、B、Cの全てが確認できなければならないものとする。
- ④ 確認のための材料のうち、利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件以上確認するものとする。
- ⑤ 確認のための材料については、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。
- ⑥ 確認のための材料に記載している「利用者又はその家族」には、その代理人を含むものとして差し支えないものである。
- ⑦ 調査情報に予め記載している確認のための材料の名称は、一般的に考えられるマニュアル、実施記録等の名称を例示するものであり、各事業者における具体的な確認のための材料の名称は異なって差し支えないものである。
- ⑧ 事業計画等当該公表に係る介護サービス事業所又は施設を運営する法人全体の方針等に関わる確認のための材料については、介護サービス事業所又は施設の単独の資料がなくとも、当該事業所又

は施設に係る事業計画等であることが確認できれば差し支えないものである。

⑩ 会議、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該会議等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

⑪ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

(イ) (略)

(5)・(6) (略)

7 情報の公表

(1) (略)

(2) 公表の方法等

ア～イ (略)

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所又は施設の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付することが望ましいものとする。

8 (略)

9 その他

・調査情報における短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）の協力病院

は施設に係る事業計画等であることが確認できれば差し支えないものである。

⑨ 会議、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該会議等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

⑩ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである

(イ) (略)

(5)・(6) (略)

7 情報の公表

(1) (略)

(2) 公表の方法等

ア～イ (略)

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。

また、事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付するものとする。

8 (略)

及び協力医療機関との連携の項目の取扱いについて

省令別表第二第一の項第五号へ（１）において、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）における協力病院及び協力歯科医療機関との連携の状況の根拠法令として介護老人保健施設基準第三十条第一項を引用しているのは、介護老人保健施設と一体的に運営している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護においては、介護老人保健施設と同様に協力病院及び協力医療機関との連携があるものと考えたものであり、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）について、新たに協力病院及び協力医療機関との連携を図る旨の基準を規定するものではないことに留意されたい。

別添 1～3 様式（別添のとおり改正する。）